

改正

平成元年5月23日告示第52号
平成5年7月15日告示第57号
平成8年2月26日告示第12号
平成8年3月25日告示第29号
平成11年3月4日告示第28号
平成12年3月31日告示第57号
平成13年3月30日告示第70号の3
平成14年3月29日告示第57号
平成14年6月7日告示第101号
平成14年6月25日告示第114号
平成16年2月3日告示第16号
平成16年2月13日告示第41号
平成17年2月15日告示第38号
平成17年11月7日告示第269号
平成18年9月20日告示第230号
平成19年3月30日告示第75号の2
平成19年7月26日告示第143号
平成20年8月28日告示第185号
平成26年7月14日告示第165号
令和2年6月30日告示第188号
令和3年3月15日告示第41号
令和3年12月28日告示第290号
令和5年1月4日告示第1号

多治見市浄化槽設置事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、より快適な環境をつくるため、浄化槽の設置者に対し補助金を交付することに関して、多治見市補助金等交付規則（平成8年規則第14号）第20条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する浄化槽で、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）除去率90パーセント以上及び放流水のBOD20ミリグラム毎リットル（日間平均値）以下の機能を有するものをいう。
- (2) 対象地域 下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項に規定する事業計画の認可を受けた予定処理区域以外の地域及び農業集落排水事業の予定処理区域以外の地域をいう。
- (3) 特例地 対象地域以外で特に市長が必要と認めた土地をいう。
- (4) 住宅 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）が居住の用に供する建物をいう。
- (5) 併用住宅 一つの建物のうち、住宅部分と事務所、店舗その他これらに類する用途の部分を併用するものをいう。

(補助金の交付)

第3条 市長は、対象地域内又は特例地において、住宅及び併用住宅並びに特に市長が必要と認めた公共の用に供する建物に処理対象人員50人以下の浄化槽を設置する者に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。なお、設置には既存の単独処理浄化槽（し尿のみを処理する浄化槽をいう。以下同じ。）の撤去に必要な工事（浄化槽設置にあたり単独処理浄化槽の撤去が必要な場合に限る。）も含むものとする。

- 2 前項に規定する浄化槽は、次の要件に適合するものとする。
 - (1) 合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針（平成4年衛浄第34号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知）が適用される浄化槽にあっては、全国合併処理浄化槽普及促進市町村協議会（以下「全浄協」という。）に登録されていること。
 - (2) 社団法人全国浄化槽団体連合会（以下「全浄連」という。）の機能保証制度又は社団法人岐阜県浄化槽連合会（以下「岐浄連」という。）の岐阜県浄化槽生涯機能保証制度の登録を受けていること。
- 3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、補助金を交付しない。
 - (1) 法第5条第1項に基づく設置の届出の審査又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に基づく確認を受けずに設置する者
 - (2) 住宅等を借りている者で、賃貸人の承諾が得られない者
 - (3) 市税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、市営住宅使用料、水道料金、下水道使用料、下水道事業受益者負担金、し尿処理手数料及び農業集落排水処理施設使用料を滞納している者
 - (4) 販売の目的で住宅又は併用住宅を建築する者
 - (5) 別荘及びそれに準ずる目的で使用する者
 - (6) 多治見市暴力団排除条例（平成24年条例第26号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員等である者
- 4 第1項に規定する「既設の単独処理浄化槽の撤去に必要な工事（浄化槽設置にあたり単独処理浄化槽の撤去が必要な場合に限る。）」とは、合併処理浄化槽（し尿及び雑排水を処理する浄化槽をいう。以下同じ。）の設置に伴い必要となる単独処理浄化槽の撤去の工事で、当該単独処理浄化槽に合併処理浄化槽の機能をもたせるための膜処理装置などを設置できない場合に限る。

（補助金の額）
- 第4条 補助金交付の対象となる経費は、住宅及び併用住宅並びに特に市長が必要と認めた公共の用に供する建物の浄化槽の設置に要する経費とし、補助限度額は、別表に定める額とする。

（補助金の交付申請）
- 第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ補助金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。
 - (1) 申請者が住宅等を借りている者であるときは、賃貸人の承諾書
 - (2) 浄化槽設置届出書又は浄化槽設置通知書の写し
 - (3) 浄化槽設置工事費の見積書及び工事請負契約書の写し
 - (4) 第3条第2項第1号の規定に該当する浄化槽を設置しようとする者は、全浄協登録証の写し及び全浄協登録浄化槽管理票C票
 - (5) 全浄連の機能保証登録証又は岐浄連の岐阜県浄化槽生涯機能保証登録証
 - (6) 特例地内対象者については、下水道が接続できない理由書及び公図
 - (7) 既設の単独処理浄化槽の撤去が必要な場合は、当該単独処理浄化槽の使用年数を証明する書類及び当該単独処理浄化槽に合併処理浄化槽の機能をもたせるための膜処理装置などを設置できない理由書
 - (8) その他市長が必要と認める書類

（完了報告）
- 第6条 申請者は、当該浄化槽の設置完了後速やかに完了報告書（別記第2号様式）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。
 - (1) 法に基づく浄化槽保守点検業者、浄化槽清掃業者及び法定指定検査機関との業務委託契約書の写し
 - (2) 法に基づく浄化槽設備士による施工確認書
 - (3) 施工工事写真
 - (4) その他市長が必要と認める書類

（遵守事項）
- 第7条 補助金の交付を受けた者は、当該浄化槽が正常に機能するよう、法に基づき適正な維持管理に努めなければならない。

2 補助金の交付を受けた者は、市長が当該浄化槽について報告又は立入調査を求めた場合には、これに協力しなければならない。

(その他)

第8条 補助金の交付に関しこの要綱に定めのない事項については、多治見市補助金等交付要綱（平成8年告示第29号）の定めるところによる。

附 則

- 1 この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。
- 2 笠原町の編入の日（以下「編入日」という。）前に笠原町浄化槽設置整備事業補助金交付要綱（平成10年笠原町要綱第3号。以下「旧町の要綱」という。）の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 編入日から平成18年3月31日までの間、旧笠原町の区域内における浄化槽の設置に係る浄化槽設置整備事業補助金の取扱いについては、この告示の規定にかかわらず、旧町の要綱の例による。

附 則（平成元年5月23日告示第52号）

この要綱は、平成元年6月1日から施行する。

附 則（平成5年7月15日告示第57号）

- 1 この告示は、平成5年7月16日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この告示による改正後の多治見市合併処理浄化槽設置事業補助金交付要綱の規定は、施行日以後の申請に係る補助金の交付から適用し、施行日前の申請に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則（平成8年2月26日告示第12号）

この告示は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成8年3月25日告示第29号抄）

(施行期日)

第1条 この告示は、告示の日から施行する。（後略）

(一部改正に伴う経過措置)

第13条 附則第4条から前条までの規定による改正後の各要綱の規定は、平成8年度分以後の予算に係る補助金について適用し、平成7年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則（平成11年3月4日告示第28号）

- 1 この告示は、平成11年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この告示による改正後の多治見市合併処理浄化槽設置事業補助金交付要綱の規定は、施行日以後の申請に係る補助金の交付から適用し、施行日前の申請に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則（平成12年3月31日告示第57号）

この告示は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月30日告示第70号の3）

- 1 この告示は、平成13年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正後の多治見市浄化槽設置事業補助金交付要綱の規定は、施行日以後の申請に係る補助金の交付から適用し、施行日前の申請に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則（平成14年3月29日告示第57号）

- 1 この告示は、平成14年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正後の多治見市浄化槽設置事業補助金交付要綱の規定は、施行日以後の申請に係る補助金の交付から適用し、施行日前の申請に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則（平成14年6月7日告示第101号）

この告示は、告示の日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

附 則（平成14年6月25日告示第114号）

この告示は、告示の日から施行する。

附 則（平成16年2月3日告示第16号）

- 1 この告示は、告示の日から施行する。
- 2 改正後の第3条第1項の規定は、この告示の施行の日以後の申請に係る補助金の交付について適

用し、同日前の申請に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則（平成16年2月13日告示第41号）

この告示は、告示の日から施行する。

附 則（平成17年2月15日告示第38号）

- 1 この告示は、平成17年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正後の多治見市浄化槽設置事業補助金交付要綱の規定は、施行日以後の申請に係る補助金の交付から適用し、同日前の申請に係る補助金の交付については、なお従前の例による。
- 3 多治見市補助金等交付要綱（平成8年告示第29号）の一部を次のように改正する。
（次のよう略）

附 則（平成17年11月7日告示第269号）

この告示は、平成18年1月23日から施行する。

附 則（平成18年9月20日告示第230号）

- 1 この告示は、平成18年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正後の多治見市浄化槽設置事業費補助金交付要綱の規定は、施行日以降の申請に係る補助金の交付から適用し、同日前の申請に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則（平成19年3月30日告示第75号の2）

- 1 この告示は、平成19年4月1日（以下「施行日」という）から施行する。
- 2 改正後の第3条及び第5条の規定は、施行日以降の申請に係る補助金の交付から適用し、同日前の申請に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則（平成19年7月26日告示第143号）

- 1 この告示は、平成19年8月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、施行日以後の申請に係る補助金の交付から適用し、同日前の申請に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則（平成20年8月28日告示第185号）

- 1 この告示は、平成20年9月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正後の多治見市浄化槽設置事業補助金交付要綱の規定は、施行日以後の申請に係る補助金の交付から適用し、同日前の申請に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則（平成26年7月14日告示第165号）

この告示は、告示の日から施行する。

附 則（令和2年6月30日告示第188号）

- 1 この告示は、令和2年7月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正後の多治見市浄化槽設置事業補助金交付要綱の規定は、施行日以後の申請に係る補助金の交付から適用し、施行日前の申請に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則（令和3年3月15日告示第41号）

この告示は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則（令和3年12月28日告示第290号）

- 1 この告示は、令和4年1月1日から施行する。
- 2 この告示の施行の際現に提出されている改正前の各告示の規定による様式（以下「旧様式」という。）により現に提出されている文書は、改正後の各告示の規定による様式により提出されている文書とみなす。

- 3 この告示の施行の際現に存する旧様式は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和5年1月4日告示第1号）

- 1 この告示は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正後の多治見市浄化槽設置事業補助金交付要綱の規定は、施行日以後の申請に係る補助金の交付から適用し、施行日前の申請に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

別表（第4条関係）

人槽	補助限度額（円）
5人	332,000
6～7人	414,000

8～50人	548,000
単独処理浄化槽の撤去工事が必要な場合	上記区分の補助限度額に加え 120,000

備考 住宅及び併用住宅については、昭和44年建設省告示第3184号により、日本産業規格「建築物の用途別によるし尿浄化槽の処理対象人員算定基準（J I S A 3302）」によって算定される住宅部分の処理対象人員を人槽とみなす。

特に市長が必要と認めた公共の用に供する建物については、昭和44年建設省告示第3184号により、日本産業規格「建築物の用途別によるし尿浄化槽の処理対象人員算定基準（J I S A 3302）」によって算定される処理対象人員を人槽とみなす。